

東北法学会報

第 37 号

令和元年6月1日発行

編集兼発行者

東北法学会

代表 成瀬 幸典

発行所

仙台市青葉区川内 27-1

東北大学法学部内

東北法学会

<http://www.law.tohoku.ac.jp/research/thg/>

題字は故高柳真三会員

報告

同性婚容認後のフランスの家族法

東北大学准教授 石綿 はる美

1. はじめに

— 同性婚の容認の経緯

フランスでは、1999年にパクス（民事連帯契約）という同性カップルも含めた婚姻外カップルの共同生活のための契約制度が成立し、パクスを結んだカップルは、税や社会保障に関して、婚姻カップルに準じた扱いを受けてきた。しかしながら、パクスでは相続権がないこと等の問題があった。また、同性カップルへの社会的承認を求める動きもあった。

同性婚は、2013年に「同性カップルに婚姻を開放する2013年5月17日の法律」により容認された。同性婚を認めないことが憲法違反である等の司法判断があったわけではなく、同性婚容認が、2012年に就任したオランド大統領の選挙公約の一つであったというのがその背景である。

特徴は、「すべての者のための婚姻」というスローガンのもと、異性カップルと同性カップルの平等の実現が目指されたことであ

る。同性カップルに婚姻を認めるだけではなく、婚姻に関するその他の扱いを平等にしていくなことが必要となる。特に、カップルと「子ども」の問題をどのように考えていくのか、という問題が生じる。「二人の父と一人の母」を持つのが子の権利であるとし、同性カップルの養子縁組の容認に反対する者もいた。しかし、結果として、異性カップルと同性カップルは婚姻及び養子縁組について、法律上、同様に扱われることになっ

目次

一 同性婚容認後のフランスの家族法
（石綿はる美）……1

一 個人の二重ローン問題について
（小向 俊和）……3

一 平成の刑事司法を巡る法整備とその運用の実情について
（大谷 晃大）……5

一 学会記事……7

一 編集後記……8

2. 同性カップルと子

同性カップルが子を持つ方法としては、生殖補助医療の利用と養子縁組が考えられる。これらの方

法において、異性・同性カップルの扱いに違いがあるのか、違いが

あるとしてそれが差別か、区別かという点について、フランスでは議論がされている。

(1) 生殖補助医療

フランスでは、生殖補助医療は自然生殖が可能であるはずの不妊の当事者の生殖を支援するものであるという考えから、生殖可能年齢にある異性カップルのみが利用できる。代理懐胎は、身体・人の不可処分性等の理由で禁止されている。その結果、現状では、異性カップルと同性カップルの間で扱いに違いがある。つまり、女性カップルは生殖補助医療を利用できない。また、男性カップルも、同様に、生殖補助医療（具体的には代理懐胎）が利用できない。もともと、この点については異性カップルも代理懐胎が利用できないので同様の扱いであるともいえる。

領は、大統領選挙の公約として「すべての女性が生殖補助医療を利用できること」を掲げ、女性カップル及び独身女性が生殖補助医療を利用できるように、法改正を目指した。国家倫理諮問委員会において肯定的な見解が示され、2018年の各種の調査でも、世論の60%以上が法改正に賛成であった（もともと、国務院は、2018年9月に女性カップルが生殖補助医療を利用できないのは差別ではないとの決定を出している）。結果として、2019年1月に、女性カップル・独身女性にも生殖補助医療の利用を容認する法案が議会に提出された。国会審議の結果が待たれるところである。

法案が容認されると、生殖補助医療に関して、（異性カップルも男性カップルも代理懐胎を利用できないということも含めて）異性カップルと同性カップルが「平等」に扱われることになる。ただし、別の見方をすると、代理懐胎の禁止により、男性カップルのみが、生殖補助医療の利用が禁止されているということにもなり、さらなる「平等」を求める立場から、代理懐胎の容認の動きへとつながっていくとも考えられる。

(2) 養子縁組

養子縁組については、養子縁組が認められる要件を満たしていれば、異性カップルと同様に養子縁組が認められる。同性カップルが共同で子を養子にすることができるとし、単独での養子縁組も可能である。問題になったのは、同性カップルが、国内では禁止されている生殖補助医療を国外で利用して生まれた子との間で養子縁組をすることが認められるかという点である。法律回避行為の追認は認められないといった反対の見解もあるものの、破毀院においては、養子縁組の要件を充足していれば、国外での生殖補助医療の利用については、養子縁組の成立の障害にはならないと判断されている。

3. おわりに

同性婚の容認により、カップルが子を持つということについて、

特に生殖補助医療の利用との関係で様々な動きが生じている。女性カップルに生殖補助医療の利用が認められるのか、そして、仮に認められた場合、さらなる「平等」を求めて代理懐胎の容認につながっていくのか、など今後の動きにも注目である。

それと同時に、同性婚の容認は、理論面でも、基本概念についての再検討を迫る。例えば、婚姻における生殖の役割が変化・低下したことから、婚姻意思や近親婚の意味は、従来と必ずしも同じものではなくなってきたいるだろう。また、養親子関係についても、必ずしも実親子の模倣ではなくなっており、従来の説明からは正当化できない要件もあろう。

日本でも2019年2月に、同性婚訴訟が各地で提起された。この問題に向かい合うために、外国法の議論も参考にしながら、婚姻概念をはじめ、婚姻に関する基本概念について改めて検討し、明確化することが必要であると考えている。